

令和5年9月29日

○小野寺慎一郎委員

公明党の小野寺です。よろしくお願いいたします。

私は、まず、避難所におけるアレルギー対策について伺います。先ほど京島委員が食物アレルギーについて詳しく質疑されましたので、まずちょっと全体のことでお尋ねしたいと思います。

今年6月の本会議で、アレルギー疾患対策をちょっとやってきました。これ、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針というのが去年に3月に改正をされて、実はこの中のポイントの一つがアレルギーに関する災害対策だったんですね。もちろん今回の目玉は、先ほど京島委員が質疑をされた食物アレルギー、それが中心になっているようなところがあるんですけども、これまでも避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針、これが内閣府から出されています。平成25年に出されて、28年に改定をされた。また、厚労省の研究班が令和3年度に災害時におけるアレルギー疾患の対応というものを出していて、基本的には必要な施策というのが示されています。ただ、なかなかこれが災害発生時に実際には取り組まれていないという実情がありますので、今日、その辺りのことをちょっとやらせていただきたいと思います。

まず、アレルギーを有する避難者、これは避難所の避難生活を送る上でどのような問題が生じているというふうに県では理解されているのでしょうか。

○危機管理防災課長

東日本大震災では、避難所においてアトピー性皮膚炎を有する避難者が、シャワーや入浴が限られる環境で症状を悪化させたことが理解されず、回りの避難者から汚いなどと言われたことがあったということ把握をしております。また、気管支ぜんそくを有する避難者が、避難所などのほこりが多い環境でぜんそくが悪化したことを何らかの感染症と間違われ、避難所にいられなくなったという事例があったと把握をしております。このほか、避難所内で体に薬を塗る場所に困ったり、避難所に持ち込んだ医薬品が長い避難生活でなくなってしまったということがあったと把握をしております。

○小野寺慎一郎委員

これは厚労省のアレルギーポータルでいろいろ紹介されています。アトピー性皮膚炎なんて伝染するというふうに思われて、避難所を出ざるを得なかったという人もいたりとか、さっきおっしゃったほこりっぽいところでぜんそくが悪化したりとか、そんなことも書かれています。

アレルギーを有する避難者というのは、一般の避難者と比べて、これは実は要配慮者ということになっているんですね。これは、県が策定している避難所マニュアル策定指針ではどのような位置づけになっているのでしょうか。

○危機管理防災課長

県が策定して市町村に提示しております避難所マニュアル策定指針でも、アレルギー等の慢性疾患を有する者を要介護高齢者、障害児者などと同じく要配慮者に位置づけております。

○小野寺慎一郎委員

この避難所運営マニュアル策定指針ですね、これは避難所のほうにおけるアレルギー対策として具体的にどのようなことが示されているのでしょうか。

○危機管理防災課長

避難所マニュアル策定指針では、アレルギーを有する方を含む要配慮者について、全体を通じて様々な観点から記載を充実させております。アレルギーに関する記載については、アレルギーを有する者などに配慮した必要物資の種類、量などを把握すること、アレルギー症状の悪化を避けるため、風呂、シャワーの優先使用やほこりの少ない場所の確保などの配慮を検討することなどを示しています。

○小野寺慎一郎委員

今おっしゃっていただいた様々な配慮をしなければいけないということは、明確になっているということなんですね。

それでは、避難所の運営者あるいはスタッフの方々が避難者のアレルギーの状況を把握する、これ大変重要なことだと思うんですけども、指針ではその辺りはどのように示されていますか。

○危機管理防災課長

避難所マニュアル策定指針では、避難者の数や状況の把握は健康管理や食料の配給などにおいて重要となるため、避難所への入所時に避難者カードなどを通じてアレルギーの有無などの配慮をする必要を把握するように示しています。このほか、保健師などが避難所や避難所の外で避難している方を巡回し、避難者の状況を把握するとともに、健康管理などを行うことを示しています。

○小野寺慎一郎委員

本県では今年、デジタル庁と避難所運営に係る実証事業ですね、これを行うと聞いておりますが、避難所運営におけるアレルギー対策の配慮もその中にはあってしかるべきだと思うんですね。この実証事業の仕組みが、避難所におけるアレルギー対策に活用できるものなのかどうか、その辺り、どのようにお考えでしょうか。

○危機管理防災課長

今回の避難対策に係る実証事業では、専用の防災アプリやマイナンバーカードを活用したシステムを使う予定となっております。このアプリを使うことにより、避難所への入所時に自身や家族のアレルギー情報を登録することが可能になります。また、避難生活の中でアレルギーを理由とする様々な要望などをアプリで避難所の運営者、行政に伝えることができます。さらに、避難所の運営者や行政は、アレルギーの登録をした避難者に対してアプリを通じて情報を発信することができます。

○小野寺慎一郎委員

アレルギー症状が悪化した場合に、当然、医療的な緊急対応が必要になってくるといふこともあるというふうに思いますが、この避難所運営マニュアル策定指針では、そうした緊急時の対応についてどのようなことを示していますでしょうか。

○危機管理防災課長

避難所マニュアル策定指針では、前提として避難所に救護班を設けるとともに、病院などの避難所外に搬送する場合に備え、災害拠点病院や救護所開設場所などの所在や連絡先をリストアップしておくことを示しております。また、長い避難生活の中、避難者の体調の急変などにより緊急的な医療措置が必要になることもあるため、保健師などが避難所や避難所の外でも避難している方を巡回し、避難者の状況把握や健康管理などを行うとともに、状況に応じて医療機関などの入所措置が取れるよう、支援要請のルートや手順を明確にしておくなど、きめ細やかな対応を示しております。

#### ○小野寺慎一郎委員

これ、くらし安全防災局がこういう災害対策、統制ということで捉えております。そのとおりなんです、統制部局としてやはり横串を刺したというか、例えば、こういう問題であれば健康医療局との情報共有、連携、これをしっかりやっていたらいいと思っております。

先ほど京島委員の質疑の中で、アレルギー対応食品の備蓄の問題が出てきました。実はこれ、各市町村の中でも、いわゆる自治体の部署間で、ではどういう食品が備蓄されるべきなのか、どういうものを既に備蓄しているのかというような情報が実はあまり共有されていない、4割ぐらいの自治体でしか共有されていないというのが調査で出てきていると。その中で住民の皆さんに、ではどこに行けばそのアレルギーの対応食品があるのかとか、そういった情報面がどれだけなされているかという、僅か13%、これちょっといつの時点かというのは明確じゃないんだけど、ただその13%のうちの約半数が、地域防災計画の中でしっかり公開をしているということです。こういうことがやはりいろんな局が絡んでくるので、そこをしっかりと連携を図るようにしてもらいたいですね。これいろんな必要な取組がありますが、これもまさに健康医療局の範疇、カテゴリーだと思うんですが、県にはアレルギー疾患医療連絡協議会というのがあって、これをできるだけ活性化させて、改正された指針に基づき、しっかり現場での取組、これを進めるようにお願いをさせていただきたいと思っております。

あと、先ほど御答弁いただいた、やはり情報を正確に迅速に把握するために、あるいは災害が起こったとき避難者の状況というのが変化していく、それに対応していくために、やはりデジタル技術というのが大変重要になってくると思いますので、引き続き国や市町村などと連携をして、避難所運営におけるアレルギー対策をしっかりと進めていただきたいと思いますということを要望して、次の質問に移ります。

次は、防災におけるDX、デジタルトランスフォーメーションの取組について何点かお伺いしたいと思います。

これまでも、私も従前から本会議では局長に答弁いただきましたけれども、あるいは委員会でも高速通信規格、いわゆる5Gでこんなことができるんだとか、そんな議論をさせていただいたこともあります。我が会派の代表質問でも取り上げさせていただきましたので、何点か確認をしてみたいと思います。

まず、今日も出てまいりましたけれども、関東大震災100年事業、これは神奈川県震災記念館を開設しました。これは、デジタルトランスフォーメーション

という観点からどんな点を工夫されたのか、教えてください。

○危機管理防災課長

県民の皆さんが御自宅や学校など、どの場所でも簡単かつ効率的に数多くの震災の情報に触れることができるよう、県内に数多く存在する震災遺構や関連資料などをデータベース化し、県ホームページで配信することといたしました。

また、この検索に当たっては、e-かなマップと連携させ、県内遺構を地図上で探せるようなコンテンツも設置予定でございます。

また、コンテンツの一つとして震災体験VRのコーナーを設け、津波や土砂災害等による被害を疑似体験できるように工夫しています。なお、動画は現在、制作中でございますので、完成するまでの間は、現在、東京消防庁の御了解を得て、VR体験動画にリンクをする形にしております。

○小野寺慎一郎委員

これは、今おっしゃったVR体験プログラムについて、どのような方法を考えられているのでしょうか。

○危機管理防災課長

6月の補正予算でお認めいただきまして、現在、総合防災センターでVRの体験プログラムの整備を進めております。災害時の状況をよりリアルに疑似体験できるように、専用ゴーグルを着用することで大規模地震を起因とした津波災害などを体感できるVR動画を制作いたします。VR動画は、幅広い世代の方に視聴できる内容にするなど工夫するとともに、日頃からの備えや早期避難につなげるため、避難した場合と避難しなかった場合の2通りの場面を体験できるものとして考えています。

また、同プログラムを、先ほど触れました神奈川震災記念館のほか、かなチャンネルTVに掲載し、パソコンやスマートフォンなどを通じて広く視聴していただくことも考えております。

○小野寺慎一郎委員

知事が答弁で言っていた、国と連携した実証事業についてお伺いをしたいんですが、本県がこの事業を行うことになった経緯、そしてこの実証事業の目的、これを教えてください。

○危機管理防災課長

国のデジタル庁では、災害時に発生する避難者支援業務を対象に、デジタル技術を活用した業務改善に関する調査研究を昨年度から実施しております。今年度、複数の市町村にまたがる広域災害シナリオを用いた実証実験を行うために、今年の4月に協力自治体の募集がありました。本県はそれに手を挙げまして、選考の結果、本県で実証事業を行うこととなりました。

この実証事業の目的ですが、広域災害における避難者や避難所からの情報集約や、県と市町村における情報共有について、デジタル技術の活用の有効性やマイナンバーカードを使った避難者支援業務の効率化などを検証するために、実証実験を行うと承知しています。

○小野寺慎一郎委員

知事の御答弁では、マイナンバーカードと専用のアプリを避難対策に生かす実証事業ということでございました。その実証事業で使用するアプリというの

は、どういうものなのでしょうか。

○危機管理防災課長

このアプリは、避難者が使用するものであり、避難所への避難者の入退所をワンタッチで行う機能や、避難所等からの伝達事項を受ける通知機能などを有しています。事前にアプリに世帯情報を入力しておくことで、避難所に入所する際に避難所カードを書かずに自身や家族の情報を登録することができ、また、健康状況やアレルギーの有無、種類など、日々変わっていく避難者自身の情報もアプリで登録することができるかと伺っております。

○小野寺慎一郎委員

マイナンバーカードというのは、どういう活用をするのでしょうか。

○危機管理防災課長

マイナンバーカードは、避難所の入退所持に活用いたします。

また、今回の実証実験では使用いたしません。マイナポータルから薬剤情報を入手することで、避難所においても必要な薬の情報を把握することが可能となると伺っています。このほか、避難所で行われる物資の配布といった面にも活用することができることとなります。

○小野寺慎一郎委員

大変重要なことだと思います。

この実証事業はどのように行われいくのか。また、今後の予定についても教えていただけますか。

○危機管理防災課長

県内で大規模地震が発生し、多くの避難者が避難所で避難生活を送る中、富士山が噴火するという複合災害が発生し、一部の避難者が避難所の移動を余儀なくされるという想定の下で、第1回目として10月に県や市町村の災害対策本部の職員役、避難所の運営者役、避難者役に分かれて広域災害対応の実証を行います。

また、今後の予定ですが、今回の実証事業の結果を踏まえて、来年2月には第2回目の実証事業を行う予定です。

計2回の実証事業の結果は、デジタル庁が取りまとめることとなっております。

○小野寺慎一郎委員

最後に要望を申し上げますが、これ防災DXの推進に向けた避難所の実証事業の詳細を確認させていただきました。いつ大規模災害が起きてもおかしくない中で、避難者に適切な支援や避難所の良好な生活環境の確保、これは喫緊の重要な課題であると考えています。今回の実証実験は、こうした避難対策の課題解決につながる大変有利な取組ではないかと考えますので、今回、この国との実証事業のような貴重な機会を積極的に利用して、本県の防災DXをしっかりと進めていただきたいと要望して、私の質問を終わります。